




運輸安全委員会は、令和6年5月30日(木)、船舶事故等調査報告書をホームページで公表しました

- ・ [船舶事故調査報告書一覧](#) (地方事務所取り扱い案件) (23件) [ 111KB]
- ・ [船舶インシデント調査報告書一覧](#) (地方事務所取り扱い案件) (3件) [ 60KB]
- ・ [船舶事故等調査報告書一覧](#) (地方事務所取り扱い案件) (軽微) (54件) [ 205KB]

上記事故のうち、広島事務所と門司事務所の船舶事故調査報告書2件について、“概要版”を作成しました
公表された調査報告書をもとに当協会の責任で編集しましたので、詳細は運輸安全委員会のHPでご確認ください

① [漁船A\(9.7トン\)乗組員負傷](#)

漁船Aは、広島県走(はしり)島南方沖において、揚網作業中、船長がVローラーに左腕を挟まれ、負傷した

② [貨物船A\(698トン\)衝突\(防波堤\)](#)

貨物船Aは、夜間、大分港において、出航中、緩やかに左転しながら日吉原(ひよしぼる)泊地東防波堤に衝突した

海難防止への
インフォメーション

① 漁船A(9.7トン)乗組員負傷

(漁船Aは、広島県走島南方沖において、揚網作業中、船長がVローラーに左腕を挟まれ、負傷した)

【事故概要】

漁船A(9.7トン、4人乗組)は、広島県走島南方沖において、“2そう引きによる機船船びき網によるかたくちいわし漁”(以下「本件2そう引き漁」という)の揚網作業中、船長がVローラーに左腕を挟まれ、負傷した

《原因・背景等》

◎ 揚網作業中、船長が、ゴム手袋を着用して、単独で、Vローラーにより沈子(いわ)網及び手網を巻き込んでいた際、Vローラーから外れないように左手で沈子網を持って引き寄せようとして左手をVローラーに近づけ過ぎたため、左腕がVローラーに挟まれた

《再発防止策》

- (1) 乗組員は、Vローラーで網や網などの巻き込み作業を行うときには、巻き込みの側には、Vローラーと一定の距離の場所に目印を設けるなどして、その間に体の一部が入らないようにすること
- (2) 乗組員は、Vローラーの作業を行うときは、近くの安全な場所で網の整理などを行っている別の乗組員に監視させることが望ましい

【発生日時】 令和5年8月4日08時35分ごろ

【発生場所】 広島県走島南方沖

【死傷者】 重傷1人(船長): 左外傷性気胸及び左肋骨多発骨折

【損傷等】 なし

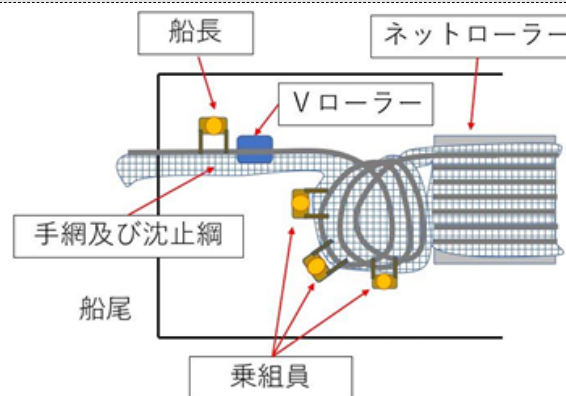


図2 船尾部における作業の状況

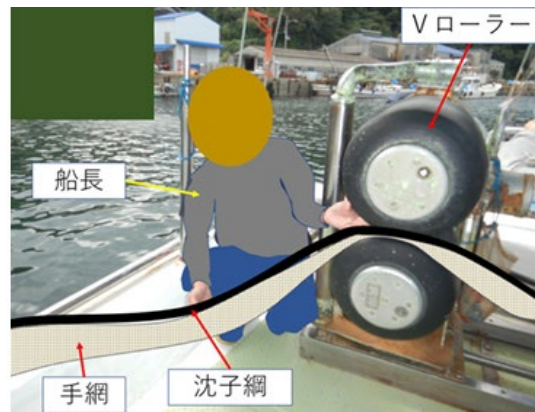
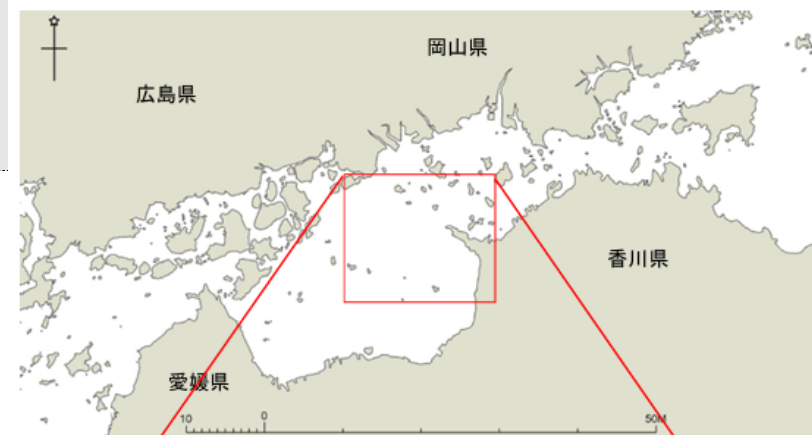


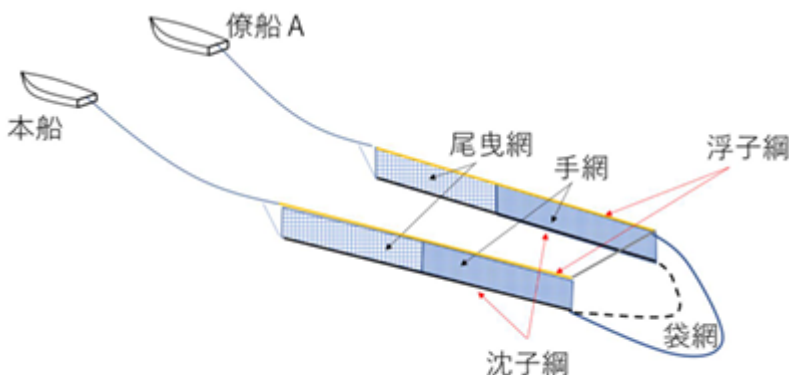
図3 船長が沈子網をVローラーの手前まで引き寄せている状態(イメージ図)

付図1 事故発生場所概略図



事故発生場所
(令和5年8月4日
08時35分ごろ発生)

図1 本件2そう引き漁の網の構成



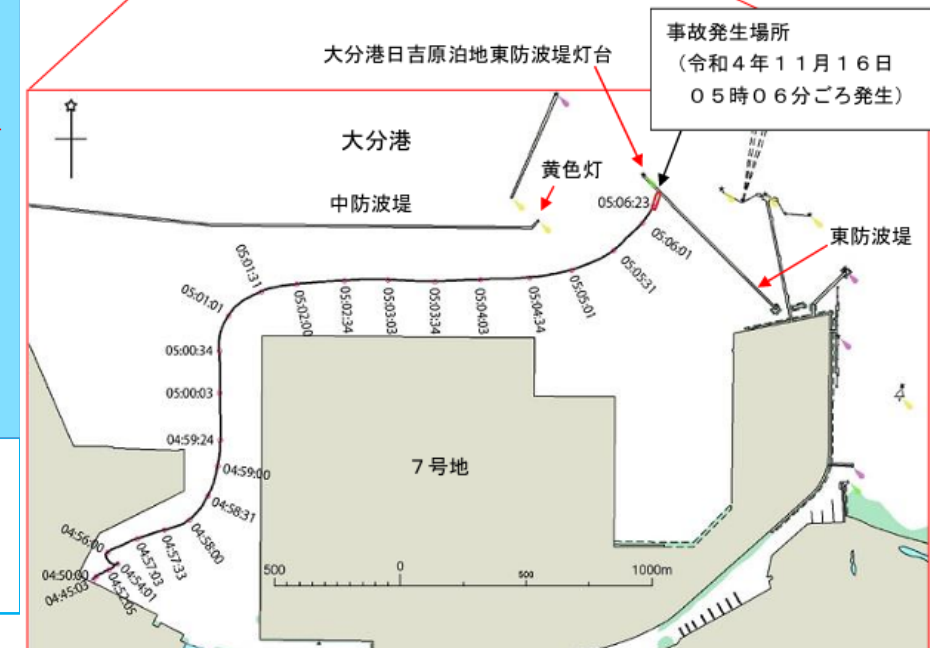
* 本調査報告書は、R6.5.30に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい

海難防止への
インフォメーション

② 貨物船A(698トン)衝突(防波堤)

(貨物船Aは、夜間、大分港において、出航中、緩やかに左転しながら日吉原泊地東防波堤に衝突した)

付図1 航行経路図



【事故概要】

貨物船A(698トン、6人乗組、空船)は、夜間、大分港において、出航中、緩やかに左転しながら日吉原泊地東防波堤に衝突した

【発生日時】 令和4年11月16日05時06分ごろ

【発生場所】 大分港日吉原泊地東防波堤

【死傷者】 なし

【損傷等】 本船: 船首部に破口及び擦過傷 / 防波堤: 一部に損壊

《原因・背景等》

◎ **夜間、大分港において出航中、航海士Aが、中防波堤東端沖の変針点で、港口に向けて、舵角計及び舵角指示器を見ないまま左舵を取ったため、舵角が足りていないことに気付かず、意図したものより緩やかに左転しながら、東防波堤に向かう針路で航行を続けた**

- 離岸後、船長が船橋中央の操舵装置の前に立って単独で操船に当たり、増速しながら大分港7号地の西方沖を北進し、7号地北西端沖で右転して東に針路を定めた頃、当直予定の航海士Aが船首での出航作業を終えて昇橋した
- 船長は、航海士Aから操船を引き継ぐ旨声を掛けられたので操船を引き継ぎ、船橋左舷後部の海図台に移動して、船尾方を向いた状態で業務連絡の電話を掛けたり、書類の整理等を行ったりしていた
- 航海士Aは、舵角計及び舵角指示器を見ておらず、本船が、左舵約10°～約15°で左転を続けて港口に向くものと思っていたところ、東防波堤に向けて接近していることに気付き、主機を中立にした後に引き続き後進に操作したものの、05時06分ごろ本船の船首部が東防波堤に衝突した
- 船長は、ふだん、港内での操船を自身が行っており、港内で操船を交替したのはこのときが初めてであった
- 船長は、航海士Aが操船に慣れており、夜間も含めた大分港における操船の経験が豊富であることを知っていたので、安心して操船を交替した

《再発防止策》

- (1) 船長及び航海士は、港内等の狭い海域を航行する際、意図した操舵が確実に行われるよう、常に舵角計及び舵角指示器を確認すること
- (2) 船長は、港内においては自ら操船を指揮すること

* 本調査報告書は、R6.5.30に公表されました。詳細は運輸安全委員会のHPでご確認下さい